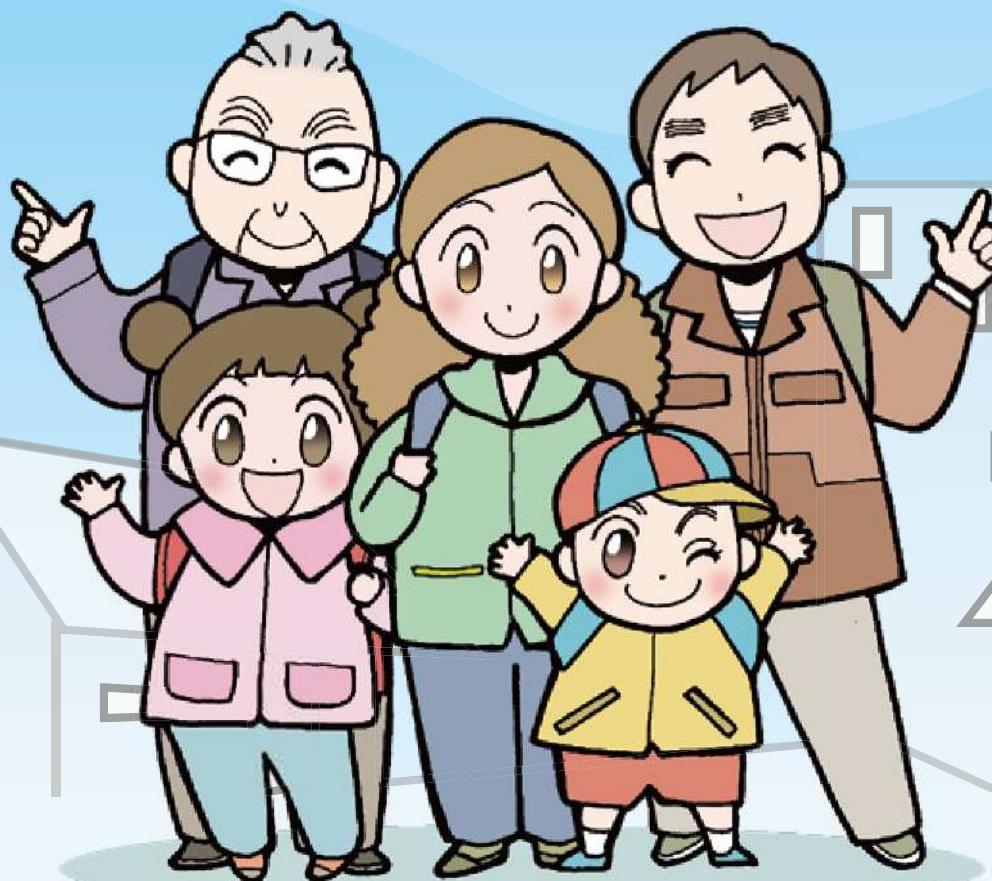


保存版

ご家庭で保存して
おいてください

市民防災 マニュアル

日頃から災害に対する「心がまえ」と「備え」を



大阪市危機管理室

はじめに

平成7年1月の「阪神・淡路大震災」や平成23年3月の「東日本大震災」など、多くの尊い命を奪った大規模な地震が相次いで発生しており、近い将来、東海・東南海・南海地震や、これらが連動した南海トラフにおける巨大地震が発生するといわれています。

さらに、地震だけでなく、近年、各地で台風や豪雨など、様々な自然災害が発生し、尊い命や財産が失われており、今まで以上に災害に対する備えが必要となっています。

大阪市では、いつ起こるか分からない地震や豪雨など多様化する災害に備え、災害から市民の皆様の尊い命、身体及び財産を守るために、「大阪市地域防災計画」及び「大阪市防災・減災条例」に基づき様々な対策を行い、災害に強い安全なまちづくりに努めてまいります。

これまでの震災などから得た防災・減災についての教訓を生かし、災害が発生した場合に「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えをもって、公的機関がかけつけるまでの間、住民同士で助け合い、救出・救護、初期消火することが被害を最小限にするためには、たいへん重要です。

このことから、地域の皆様におかれましては、地域防災リーダーの皆様が中心となるなどして、自主防災組織を結成し、ワークショップや防災講演会の開催、訓練の実施などの防災活動を行い、地域での防災力の向上のためにご活躍いただいております。

市民の皆様一人ひとりが日常から防災・減災に関する正しい知識の習得や、ご家庭での備蓄などを行っていただくとともに、お住まいの地域の自主防災組織が行う訓練等の防災活動に積極的に参加していただくことが必要です。

また、自主防災組織を中心となって、これら訓練等の防災活動を踏まえ、組織体制や地域の実情と災害特性に応じた避難方法、安否確認方法などを地域ごとの防災計画として定めておくことが必要です。

本市としても、市民の皆様や事業者、自主防災組織が行う防災活動に対し支援や協力を行うなど、様々な防災・減災の取組みを行ってまいります。

自然災害をくい止めることはできませんが、災害に対する日頃の備えや訓練等を積み重ねていくことで被害を最小限にとどめることができます。

様々な機会をとおしてこの冊子を活用していただき、防災の手引きとして、災害からご家庭や地域を守る一助にしていただければ幸いです。

目

次

第1章

地震・津波に備える

地震のメカニズム（しくみ）を知る	1
大阪市に想定される被害	2
地震が起きたら 自分や家族の身を守るために	3
津波から身を守るために	7

第2章

風水害に備える

大阪市は水害に弱い地形	9
大きな被害をもたらす台風や集中豪雨	9
想定される水害	9
大阪市からの避難情報について	11
特別警報について	12
風水害から身を守るために	13

第3章

地震・風水害に対する日ごろの備え

家族で防災会議を開こう	15
あなたの家の耐震性能はだいじょうぶですか？	15
非常持ち出し品	16
家庭に備えておくもの	16
あなたの家の安全対策はだいじょうぶですか？	17
もしものときに備えて「知る」「学ぶ」	19

第4章

地域での防災活動に参加しましょう

自助・共助が命を救う！	21
地域の防災活動に参加しよう！	22
自主防災組織の取組みが大切です	22
隣近所の助け合いで、被害を最小限に	
要配慮者への心配り	23

第5章

避難生活のために

避難所生活の心得	25
被災後に	27

資料

火事が起きたら	28
応急手当が必要になったら	29
わが家の防災マップをつくろう	31
緊急連絡カード	巻末
あなたの支援プラン	巻末
非常時などの連絡先	巻末

大阪市防災・減災条例について

～ 自助・共助・公助で命を守る ～

大阪市では、平成27年2月1日から大阪市防災・減災条例を施行し、公助に加えて、自助・共助による防災・減災の仕組みづくりを推進しています。

① 大阪市・市民・事業者の責務と役割の明確化、連携協力

大阪市と市民・事業者の防災に関する主な責務と役割を明確化しました。

● 大阪市

- ・大阪市・区地域防災計画の作成
- ・自主防災活動への支援
- ・災害時の市民生活の安定を図るために業務継続計画の作成

● 市民

- ・自宅等の安全性の確保や防災知識の習得
- ・防災訓練への参加
- ・自主防災組織の結成

● 事業者

- ・事業所等の安全性の確保や防災資機材の整備
- ・防災訓練への参加
- ・防災・減災計画や災害時の事業継続計画の作成

② 自主防災組織の確立による地域防災力の向上

地域における自助・共助を推進し、市民の皆さんや自主防災組織の取組みを通じて、防災力向上を図ります。

● 地区防災計画の作成、自主防災活動の推進

● 毎年1回以上の防災訓練の実施

● 避難や災害に関する情報収集

- ・あらかじめ避難場所や避難経路等の確認をしておく。
- ・災害発生時やそのおそれがある時には、自ら積極的に情報収集を行う。

● 避難場所の確保

- ・地域の特性に応じて、施設管理者の協力を得て、あらかじめ津波等による浸水から避難することのできる場所の確保に努める。

● 災害時の避難所運営への協力

● 避難行動要支援者の避難支援

- ・自主防災組織は、避難行動要支援者の避難支援に関する計画を作成し、必要な取組を行うよう努める。

③ 地域特性をふまえた災害リスクへの対応

大阪市と市民・事業者は、次のこと取り組みます。

● 豪雨等による浸水被害の防止・軽減対策

● 地下街等の管理者による、津波や豪雨による浸水からの避難確保計画の作成及びその実施

● 大阪市施設の耐震対策や市民・事業者による建築物の耐震化の促進

● エレベーター閉じこめ防止対策

● 建築物の不燃化など市街地の防災構造の改善

● ターミナル駅周辺での帰宅困難者対策の推進

④ 多様な主体による参加・参画推進

● 大阪市は、女性や高齢者、障がい者など、さまざまな人が防災・減災対策に参画しやすい環境づくりを進めます。

● ニーズに応じた備蓄品目の拡充など、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）に配慮した防災・減災対策を進めます。

大阪市の防災計画について

市地域防災計画

- 大阪市防災会議が作成する、市全体の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する内容を定めた計画
- 本市・行政機関・公共機関等の防災対策や、市民等・事業者による自主防災活動との連携・支援など、総合的な防災活動を記したもの

区地域防災計画

- 各区役所が、市地域防災計画をもとに区の特性をふまえて作成する、区の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に関する内容を定めた計画

地区防災計画

- 地域の住民や事業者の方々が作成する、地域の防災活動に関する内容を定めた計画
- 地域での防災訓練の実施や、食料や水等の備蓄、高齢者等の避難支援など、地域の自発的な『共助』による防災活動を記したもの